

1. 調査目的

モニタリング調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

2. 調査対象物質

平成24年度のモニタリング調査は、従前の POPs 条約対象物質のうち PCB 類、HCB（ヘキサクロロベンゼン）、クロルデン類及びヘプタクロル類の4物質（群）※並びに平成21年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択された HCH 類※※、ポリブロモジフェニルエーテル類（臭素数が4から10までのもの）※※※、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペンタクロロベンゼンの6物質（群）、平成23年4月に開催された同条約の第5回条約締約国会議（以下「COP5」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択されたエンドスルファン類及び平成25年4～5月に開催された同条約の第6回条約締約国会議（以下「COP6」という。）において新規に POPs 条約対象物質として採択された1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類を加えた10物質（群）に、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）及び化審法における第一種特定化学物質である2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノールの2物質を加えた計12物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

※ 平成21年度までは、従前の POPs 条約対象物質のうちポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く10物質（群）について各物質とも毎年度の調査を行っていた。平成22年度以降の調査においては、調査頻度の見直し、一部の物質については数年おきの調査とすることとし、平成24年度の調査ではアルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT 類、トキサフェン類、マイレックス、クロルデコン及びヘキサブロモジフェニル類の8物質（群）の調査を行わなかった。なお、平成24年度に調査を行わなかった8物質（群）についても最新年度までの調査結果を参考として本書に掲載している。

※※ POPs 条約では、HCH 類のうち、 α -HCH、 β -HCH 及び γ -HCH（別名：リンデン）が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされたが、本調査では δ -HCH も含めて HCH 類として調査を行った。

※※※ POPs 条約では、ポリブロモジフェニルエーテル類のうち、テトラブロモジフェニルエーテル類、ペンタブロモジフェニルエーテル類、ヘキサブロモジフェニルエーテル類及びヘプタブロモジフェニルエーテル類が COP4で POPs 条約対象物質とすることとされたが、本調査ではそれらを含む臭素数が4から10のものについてポリブロモジフェニルエーテル類として調査を行った。